

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦北町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

芦北町長

## 公表日

令和5年9月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、国民健康保険の被保険者資格管理、保険給付等の事務を行う。</p> <p>①国民健康保険の被保険者の資格管理(被保険者の資格得喪・変更等の事務処理による台帳整理。被保険者証、限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証等の交付)</p> <p>②国民健康保険の医療給付(療養給付費、療養費、特別療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費の支給)、診療報酬の審査</p> <p>③国民健康保険の保健事業の実施</p> <p>④国民健康保険の資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務</p> <p>⑤オンライン資格確認の準備業務</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバー、国保総合システム、特定健診等データ管理システム、健診データ分析システム、国保データベースシステム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
資格異動情報ファイル(被保険者情報)、保険給付情報ファイル(給付情報)、保健事業ファイル(対象者・受診者情報)、資格情報(個人)ファイル、国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル、転居月75歳到達特例対象者情報連携ファイル(市町村連携用)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項及び別表第一 30の項</li> <li>・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120の項</li> <li>・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号及び別表第二 42、43、44、45の項</li> <li>・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条</li> </ul> <p>【オンライン資格確認の準備業務の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民生活課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地 芦北町役場 総務課 0966-82-2511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地 芦北町役場 住民生活課 0966-82-2511

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I-1-②	<p>国民健康保険法に基づき、国民健康保険の被保険者資格管理、保険給付等の事務を行う。</p> <p>①国民健康保険の被保険者の資格管理(被保険者の資格得喪・変更等の事務処理による台帳整理。被保険者証、限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証等の交付)</p> <p>②国民健康保険の医療給付(療養給付費、療養費、特別療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費の支給)、診療報酬の審査</p> <p>③国民健康保険の保健事業の実施</p>	<p>国民健康保険法に基づき、国民健康保険の被保険者資格管理、保険給付等の事務を行う。</p> <p>①国民健康保険の被保険者の資格管理(被保険者の資格得喪・変更等の事務処理による台帳整理。被保険者証、限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証等の交付)</p> <p>②国民健康保険の医療給付(療養給付費、療養費、特別療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費の支給)、診療報酬の審査</p> <p>③国民健康保険の保健事業の実施</p> <p>④国民健康保険の資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務</p>	事後	
平成29年6月1日	I-1-③	<p>国民健康保険システム、国保総合システム、特定健診等データ管理システム、健診データ分析システム、国保データベースシステム</p>	<p>国民健康保険システム、国保総合システム、特定健診等データ管理システム、健診データ分析システム、国保データベースシステム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム</p>	事後	
平成29年6月1日	I-2	<p>資格異動情報ファイル(被保険者情報)、保険給付情報ファイル(給付情報)、保健事業ファイル(対象者・受診者情報)</p>	<p>資格異動情報ファイル(被保険者情報)、保険給付情報ファイル(給付情報)、保健事業ファイル(対象者・受診者情報)、資格情報(個人)ファイル、国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル、転居月75歳到達特例対象者情報連携ファイル(市町村連携用)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I-4-②	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号及び別表第二(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項)</li> <li>・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条及び第53条</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号及び別表第二の42、43の項</li> <li>・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条</li> </ul>	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109の項</li> <li>・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第53条、第55条の2</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号及び別表第二 42、43、44の項</li> <li>・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条</li> </ul>	事後	
平成29年6月1日	I-5-②	一丸 喜八郎	田淵 耕一	事後	
平成29年6月1日	II-1	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年6月1日	II-2	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	I-4-②	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109の項</li> <li>・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第53条、第55条の2</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号及び別表第二 42、43、44の項</li> <li>・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条</li> </ul>	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119の項</li> <li>・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号及び別表第二 42、43、44、45の項</li> <li>・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I-5-②	田淵 耕一	課長	事後	
令和1年6月25日	II-1	平成29年4月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月25日	II-2	平成29年4月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和2年3月26日	I-1-②	<p>国民健康保険法に基づき、国民健康保険の被保険者資格管理、保険給付等の事務を行う。</p> <p>①国民健康保険の被保険者の資格管理(被保険者の資格得喪・変更等の事務処理による台帳整理。被保険者証、限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証等の交付)</p> <p>②国民健康保険の医療給付(療養給付費、療養費、特別療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費の支給)、診療報酬の審査</p> <p>③国民健康保険の保健事業の実施</p> <p>④国民健康保険の資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務</p>	<p>国民健康保険法に基づき、国民健康保険の被保険者資格管理、保険給付等の事務を行う。</p> <p>①国民健康保険の被保険者の資格管理(被保険者の資格得喪・変更等の事務処理による台帳整理。被保険者証、限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証等の交付)</p> <p>②国民健康保険の医療給付(療養給付費、療養費、特別療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費の支給)、診療報酬の審査</p> <p>③国民健康保険の保健事業の実施</p> <p>④国民健康保険の資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務</p> <p>⑤オンライン資格確認の準備業務</p>	事前	
令和2年3月26日	I-1-③	国民健康保険システム、国保総合システム、特定健診等データ管理システム、健診データ分析システム、国保データベースシステム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	国民健康保険システム、中間サーバー、国保総合システム、特定健診等データ管理システム、健診データ分析システム、国保データベースシステム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年3月26日	I-3	<p>・番号法 第9条第1項及び別表第一 30の項</p> <p>・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p>	<p>・番号法第9条第1項及び別表第一 30の項</p> <p>・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月26日	I-4-②	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119の項</li> <li>・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号及び別表第二 42、43、44、45の項</li> <li>・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条</li> </ul>	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119の項</li> <li>・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号及び別表第二 42、43、44、45の項</li> <li>・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条</li> </ul> <p>【オンライン資格確認の準備業務の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul>	事前	
令和2年3月26日	IV-4		十分である	事後	
令和4年9月30日	II-1	令和1年6月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年9月30日	II-2	令和1年6月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月29日	I-4-②	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119の項</li> <li>・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号及び別表第二 42、43、44、45の項</li> <li>・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条</li> </ul> <p>【オンライン資格確認の準備業務の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul>	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120の項</li> <li>・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号及び別表第二 42、43、44、45の項</li> <li>・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条</li> </ul> <p>【オンライン資格確認の準備業務の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul>	事後	
令和5年9月29日	II-1	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月29日	II-2	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	